

東松山都市計画道路の変更（埼玉県決定）

1. 都市計画道路中3・3・2号東松山嵐山線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等の交差の構造	
幹線街路	3・3・2	東松山嵐山線	東松山市大字下野本字中原	嵐山町大字志賀字水境	滑川町大字月輪字大堀	約12,210m	地表式	4車線	24m	東武鉄道東上線と立体交差 幹線街路野本高坂通線及び東松山鴻巣線と立体交差 幹線街路と平面交差7箇所	
	3・3・18	東松山川越線	東松山市大字古凍字鳥井田	東松山市大字下野本字中原	東松山市大字古凍字下道添	約2,380m	地表式	4車線	23.5m	幹線街路と平面交差1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・3・2号東松山嵐山線及び3・3・18号東松山川越線は、東松山都市計画区域内の幹線道路ネットワークを形成する重要な路線であり、4車線での整備が完了しております。

このたび都市計画決定された区域と、現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。

本路線は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性が見込まれないことから、一部区域及び線形を変更するものです。

併せて、3・3・18号東松山川越線につきましては車線数を4と定めるものです。